



町報 岡垣

所 場 後 者 田 順 一
行 町 任 深 田 順 一
発 垣 貴 長 岡 垣 町 長

とどいたら、まず、とじましよう

地籍調査事業

国土調査法に基づく地籍調査事業を昭和四十八年度は、岡垣町大字内浦、原の二地区を実施します。地籍調査は、正しい測量によって新しく地図と帳簿を作り、土地の正しい位置、形、地番、面積等を明らかにするための調査なのです。この調査は、宅地等の外に道路、用悪水路、溜池等すべての土地について行ないます。その土地の土地について境界を明確にすることが必要です。

内浦、原区に土地を所有して居られる方は隣接土地との境界は現地で確認出来るでしょうか、又その境界は隣接所有者と相互了解の上のものでしょうか、若し現地に境界を明示する境界杭がなく、お互いの境界を確認しておられないよ

うでしたら、直ちに隣接所有者と協議の上境界を決定し、境界杭を設置して下さい。

調査は土地の二筆一筆について行ないますが、土地の分筆や合筆、地目変更など土地の異動がある場合は現況と照合しながら訂正することになっております。又山林や原野など、樹木の密生している境界は見とおしのできるよう刈払をして境界杭を打って下さい。

農道や水路の幅員の整備、又売買や譲渡など登記の済んでないものは直ちに手続きをして下さい。地籍調査が順調に進むよう皆さんの御協力をお願いします。

尚不審の点については岡垣町役場 国土調査係に問合わせて下さい。

企画振興課

岡垣町行政区再編成

海老津駅周辺は住宅がたてこみある行政区は六百戸を越す大帯帯となっており、又行政区域は入り乱れており、地区行政区を推進するうえで支障があるので行政区設定の基準事項を定め再編成をする行政区設定の基準で主なものは次のとおり

(目的)

この要項は、岡垣町行政事務職証に関する規定に基づき、合理的な行政区の編成について必要な措置を定め、公衆の福祉及び事務の合理化に資することを目的とする。

(行政区の境界)

境界は、道路、鉄道線ぞいその他、恒久的な施設は河川、水路等によって定められていること。

(行政区の形状及び規模)

行政区の形状は、その境界が複雑にいりくんだり飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもって区画された一団を形成されているものであること。

2、行政区の規模は、地域の性格及び形態並びに当該地域の人口、家屋の密度生活状況等を勘案し、行政区戸数はおおむね、二百戸程度の規模で定められていること。

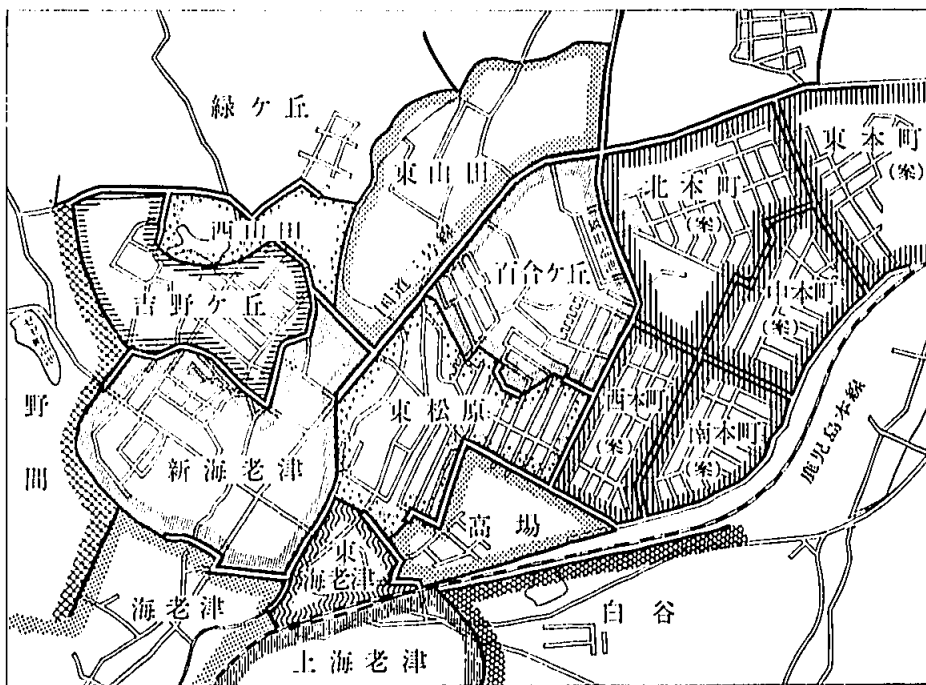
(行政区の名称の定め方)

行政区域の合理化のため新しく行政区を設け名称を変更する場合においてはその行政区の名称は次の基準によること。

- (1)従来の行政区の名称又は当該地域における歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称で親しみ深し語調のよいものを選択すること。
- (2)当用漢字を用いる等読みやすく簡明なものとすること。
- (3)町内で同一の名称又はまぎらわしの類似の名称が生じないようにすること。

附則

新行政区の実施は、公布の日より



実施する。農家は、農事関係のみ従来の行政区に属するものとする行政区の再編成については、昭和四十七年より取り組んでいますが、住民感情等色々問題点が多く思うように施行出来ず、まだ調整を要する点もあるかと思えますが御協力をお願い致します。詳細

岡垣町長選挙 日程決まる

昭和四十八年三月八日付病氣退職による、岡垣町長選挙告示日が次のとおり決定した。尚岡垣町議会議員補欠(一名)選挙を併で行なう。

- 記
- 一、告示日 四月一日(日曜日)
 - 一、投票日 四月八日(日曜日)

岡垣町選挙管理委員会

投票所、開票所(即日開票)

- 第一投票所 岡垣中央公民館
 - 第二投票所 内浦小学校講堂
 - 第三投票所 山田小学校校舎講堂
 - 第四投票所 戸切小学校講堂
 - 第五投票所 町立保育所
- 開票所 (選挙会)
岡垣中央公民館大集会室

明るく正しい選挙

四月八日は町長、議員補欠選挙である。次の合言葉で明るく正し

については、区長さん又は役場企画振興課におたずね下さい。追記新設区におきましては、区長さんの選任、区の命名や区の事務についても合わせてお願い致します。又役場の方も関係課においては逐次事務を整備致しております。

い選挙をやりましょう。

- 1、よく見、よく聞き、よく選ぶ
- 2、みんな投票に参加する。

有権者が進んで投票に参加することが、結局は町政を住民のものとする最良のルートである。

- 3、良心に恥じない投票を。

売収や供応、義理や人情に惑わされたり、あるいは他人が決めた推せんするものに盲従して投票することなく、有権者各自の良心に恥じない投票をすることが必要であり、投票の秘密は完全に守られている。

岡垣町

明るく正しい選挙推進協議会

4月8日執行の岡垣町長及び同議会議員補欠選挙、に用いる選挙人名簿は次のとおりですのでお知らせします。

記

- 1、基準日および登録日 昭和48年3月31日
- 2、名簿縦覧期間 昭和48年4月1日から 昭和48年4月2日まで

選挙人名簿登録の資格

住民基本台帳に登録されている人で次の人については、選挙権があります。

- 1、昭和48年4月9日までに満二十才になる者。
- 2、昭和47年12月31日までに転入し住民基本台帳に登録された者
- 選挙権の無い者
- 1、公職選挙法違反者で執行中の者。
- 2、投票日において満二十才未満の者。
- 3、昭和48年1月1日以降に転入した者。
- 4、選挙期日(投票日)までに転出した者。

午前7時から 午後6時まで



納期前の納付 (前納報償金)

地方税法により報償金を交付することができません

○町民税の納期

六月、八月、一〇月、一月
四月、七月、一二月、二月

各税金を、定められた納期前に納付される納税者には、納付した税額の100に、納期前の月(一四日以下)以下切捨一五目以上は一月とする)を乗じて得た額の報償金を交付します

例 1期1,000 2期1,000 3期1,000 4期1,000

6月 8月 10月 1月
4月 7月 12月 2月

○町民税を6月20日に年額を納付した場合

1期分は月数なし
2期分—2月分
3期分—4月分
4期分—7月分

税額 $\frac{1}{100} = 10円$

10円×13月分 = 130円 (報償金)

○固定資産税を4月20日に年額納付した場合

1期分は月数なし
2期分—3月分
3期分—8月分
4期分—10月分

税額 $\frac{1}{100} = 10円$

10円×21月分 = 210円 (報償金)

但し納税者に未納金がある場合は報償金の交付はしません。又納税組合に加入して組合員

の方は年度末に納税報償金を別計算により交付します

たばこ消費税

地方税法により、日本専売公社が町内の小売人に売渡した、たばこの本数により、税金を町に納入するようにしております。これをたばこ消費税といえます。

この本数は

- 紙巻たばこ 一本〇一本
- 刻 たばこ 一〇〇一本
- 葉巻たばこ 一本〇一本
- パイプたばこ 一包〇五〇本

に換算し本数を出します
又一本当たり単価は

全国小売定価の合計額を日本専売公社が製造したたばこ本数で除した額(四七年度は四円九銭四厘)これは毎年改定)

以上で税金をかける基礎額が出ます、これを課税標準額といえますこの課税標準額に税率(18.100)をかけて税金を出します尚県は別に10.3100の税金をかけますこの税金は日本専売公社が計算し

事件、事故を

見たら聞いたなら110番

一〇〇番のかけ方は電話機の種類によってちがっています。かけ方はつきのとおりです。

- 1、黒電話(加入電話) 送受話器をはずし「一一〇」をダイヤルする。
- 2、青電話

○電話機の右横に緊急通報装置のあるものは送受話器をはずし「一一〇」をダイヤルする。(一〇円硬貨不要)

○緊急通報装置がない場合は送受話器をはずし一〇円硬貨を入れ「一一〇番」をダイヤルする。(送受話器をかける時一〇円硬貨はかえる) 3、赤電話(委託公衆電話) 受託者(店主等)に「切替えカ

て毎月町に納入します

岡垣町内で毎月二五〇万本位の販売があり、月平均一七〇万円程度の税金が町に入っております

町内のたばこ小売店の販売本数がふえれば、それだけ町の収入がふえ、事業が多く出来るようになります

町内でたばこ買って 町をゆたかに

吉本警察官駐在所

海老津局 ② 2455番

波津警察官駐在所

海老津局 ② 2456番

折尾警察署

春季火災

予防週間

全国一斉に春季火災予防週間が次のとおり、実施されます。

▲予防週間

2月28日(水)から3月13日(火)まで

▲週内に実施する行事

①午前7時と午後8時にサイレンを吹鳴します

②消防署、消防団の予防査察

▲スローガン

「慣れた火に新たな注意」

× × ×

※旧型サンヨーカードニカライト並びにカミノリから火事

製品の不良から、今日まで三六六件の火事がおこっています。販売店の方で回収していますので速急届けして下さい。

ご案内

各警察官駐在所に一般加入電話を設置しましたので、事件の早期通報に御利用下さい。



ゴミを出している御家庭へ!!

紙くずや残葉等の燃えるゴミは指定したポリ袋に入れて、決められた収集日に出して下さい。

原則として指定袋は、一週一回一袋を収集します。燃えるゴミを指定外の袋で出した場合は、収集車が収集しない場合があります。また特に水切りを十分に出して下さい。水切りが悪いと焼却場で重油を多量に使用するようになり、税金のムダな消費となると共に公害の原因にもなります。

缶詰の空缶、小さなビン、小さな鉄くず(クギ程度)等の燃えないゴミは、第1・3週めの月曜日(土曜日)の決められた日にポリ容器又は、袋に入れて出して下さい。(大型ゴミと混同しないようにして下さい)。なお、朝7時までに出して下さい。

大型ゴミ(粗大ゴミ)は区長さんを通じて通知する以外には、絶対出さないで下さい。(3カ月に1回程度実施)。

社会福祉協議会へ香典返しとして寄付

- 一、吉木区故八尋賢吾殿 86才
昭和48年1月24日死亡
- 八尋健児殿より
- 一、山田区故石田久光殿 75才
昭和48年2月3日死亡
- 石田 肇殿より
- 一、海老津区故山村タマ殿 75才
昭和48年2月2日死亡
- 山村英幸殿より
- 一、手野区故竹井啓殿 29才
昭和44年5月8日死亡
- 竹井正孝殿より



老人クラブへ香典返しとして寄付

- 山田区故石田久光殿 75才
昭和48年2月3日死亡
- 石田 肇殿より
- 一、吉木区故太田常子殿 71才
昭和48年1月30日死亡
- 太田治雄殿より
- 一、東松原区故木村スエ殿 81才
昭和48年1月18日死亡
- 木村忠司殿より
- 一、吉木区故太田イヨ殿 70才
昭和48年2月12日死亡
- 太田 守殿より

年金制度は通算されます!!

わが国には現在八種類の年金制度があり、その人の職業により加入する制度が異なっています。すなわち、会社や工場に勤める人は厚生年金保険に、船舶や漁船の乗組員は船員保険に、農業や自営業を営む人は国民年金に、官公庁に勤める公務員や公共団体の職員は各種共済組合に加入することになっており、すべての国民がいずれかの年金制度に加入する国民皆年金の体制がしかれています。

したがってひとつの年金制度で老齢(退職)年金をうけるために必要な加入期間を満たす前に転職等により、他の年金制度の加入者となった人は、いずれの年金制度からも老齢(退職)年金がうけられないということになってしまいます。

これではせっかくの国民皆年金体制は名ばかりで、実効を伴わないこととなりますので、各年金制度の加入期間を合算して一定期間あるときに、通算老齢年金または通算退職年金を支給することによって、老後の所得保障をすることとしていきます。

これが通算年金制度です。一、通算される年金制度 加入期間が通算される年金制度は、次の八種類の公的年金制度です。

- (一) 厚生年金保険
 - (二) 船員保険
 - (三) 国民年金
 - (四) 国家公務員共済組合
 - (五) 地方公務員等共済組合
 - (六) 私立学校教職員共済組合
 - (七) 公共企業体職員等共済組合
 - (八) 農林漁業団体職員共済組合
- 二、通算される加入期間
- 通算の対象となる加入期間は原則としてひとつの年金制度の加入期間が一年以上あり、かつ昭和三十六年四月一日以後の加入期間でなければなりません。が、厚生年金保険と船員保険の加入期間は、同日以後にいずれかの年金制度に加入すれば、同日前の加入期間も通算の対象となります。ただし、脱退手当金を受けた期間は除かれます。また、国民年金の任意加入の対象とされているサラリーマンの配偶者や、すでに老齢年金、退職年金、恩給などを受けている方とその配偶者で、国民年金に任意加入しなかった期間があるときは、その期間も通算の対象となる加入期間となります。
- このほか昭和三十六年四月一日において、現に加入していた共済組合制度の同日まで引き続く加入期間は、通算の対象となる加入期間となります。
- 三、通算老齢年金の受給要件厚生

議 会 だ よ り

年金保険の加入期間が一年以上あって、(一)各年金制度の加入期間と合算して二五年以上あるか(二)国民年金制度以外の加入期間と合算して二〇年以上あるか、または、(三)他の年金制度から老齢年金、退職年金、または恩給などを受ける資格がある場合には、通算老齢年金の受給資格期間を満していることとなります。

なお、この受給資格期間の「二五年」については、昭和五年

四月一日前に生まれた人は年齢に応じて一〇年から二四年までの短縮措置がとられています。通算老齢年金の支給開始年齢は、厚生年金保険など被用者の年金制度は六〇歳から国民年金は六五歳からです。受給要件を満たしたときは早めに、加入していた各年金制度に請求手続をいたしましょう。

住民課年金係

入歳出それぞれ九三、五九五千円とする

議案第八号

昭和四十七年度岡垣町水道事業特別会計補正予算(案) 第三号 議案第九号

防風保安林の解除について

岡垣町大字黒山字黒山浜一六三六番台帳面積二〇九町七反三畝九歩のうち二、一〇八平方米を県道若松―芦屋―福岡線の道路改築工事のため防風保安林の解除をしようとする。議案第十号

射爆場に関する意見書の提出について

地方自治法(昭和二十二年法律第六号)第九九条第二項の規定により、関係行政庁に対し、射爆場に関する別紙の通り意見書を提出するものとする

昭和四十八年二月二十四日
岡垣町議会議員 川原清彦 花田 満 木原嘉雄

意見書(案)

我が岡垣町は、福岡県の北部に位し、北九州都心部に二〇分、福岡市に四十分の至近距離にあり、東西十二軒、南北に四軒、約四八五平方軒の面積を有する、水と空気のおいしい美しい緑にかこまれた町である。

北部及び西部は玄海灘に面し、玄海国定公園として白砂青松の美を誇っている。又この美林は、岡

垣町の中核的営農地区を保護する防風保安林として、我々の祖先が三〇〇年のながきにわたり、血と汗とによって育て上げて来たものである。中南部地区は国鉄鹿児島本線、国道三号線、その他の道路網の四通八達によって北九州市、福岡市への通勤に便利なため、住宅供給地として急速に開発が進められている。

しかも近年高度成長に伴う都市環境の悪化は、岡垣町の地の利と共に美しい緑と、汚れない空気を求め得る北九州地区の唯一の地域として、人口の流入は町全域に及ばんとしている。しかもこの開発は今後、岡垣町が必然的に進らなければならぬ運命であり、公害のない綺麗な空気を求めてやまない北九州地区住民の願望であると考えらる。

しかるに前記防風保安林の中に昭和二十三年、米岡占領軍によって一方的に山林、海浜地、三八八ヘクタールが接収され、全地域が岡垣町に所在しながら芦屋対地射爆場の名の下に射爆場の訓練に使用されて来た。その間一〇〇回に及ぶ射爆とジェット機の騒音は岡垣町全城の住民の不安の種である。我々は国防というものに大きな理解を持ちながらも、今後岡垣町に住みよい町として発展するためには、この射爆場は基本的に撤去するべきであるとの考えから米軍より返還の時点が撤去の絶

好の時と考へ、昭和四十七年五月二十七日の第三回臨時会に於いて全会一致で撤去要請の意見書が決議されたわけである。

しかしながら即時撤去の困難性と国の防衛上の要請は深川町長として同意に踏み切らざるを得ない立場に追いこみ、既に覚書の調印まで終わっている。その過程の中で町長自身が議場で倒れる事態が生じた。

我々は町長権限の使用同意について、唯徒らに論議を重ねることにはのみ終始しても得るところはない。

既に効力を発生した行政行為に就いては、異論はあってもこれを是認する。そして町長が付した五年後の再協議とは、撤去を意味するものと解釈するとの条件を改めて確認し、今後五カ年の存置期間を最大限としてそれよりも出来るだけ早期に射爆場が撤去されることを願う次の点を要請する。

- 1、防風保安林は岡垣町民の祖先が三〇〇年にわたり育成して来たことを認識すること。
- 2、前記岡垣町の現況及び未来像よりして五カ年以後の射爆場の存置はこれを認めない。よってその存置期間は最大限五カ年であることを理解され、直ちに移転又は撤去の準備及び作業に取り組まれること。
- 3、国を護ることは国民が平等に負ふべき義務である。特定の

第一回臨時議会は一月二十二日招集、会期は一月二十四日まで三日間と決定、次の議案が原案可決される。

議案第一号

岡垣町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)

議案第二号

岡垣町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)

議案第三号

岡垣町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)

議案第四号

岡垣町教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例(案)

議案第五号

岡垣町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(案)

議案第六号

昭和四十七年度岡垣町一般会計補正予算(案) 第五号

(歳入歳出予算の補正)

第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ八九、九九八千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ九二九、一四三千万とする。

議案第七号

昭和四十七年度岡垣町国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(案) 第一号

第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一〇、九六一千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳

地域の住民の犠牲の上にのみ国の防衛の責任が稼されてはならない。然も他の基地の所在と異なつて、射撃場という危険性を伴つた施設であることを充分認識されて、その間岡垣町に対しては最大限の補償をされること、今後の安全管理については、岡垣町と充分協議の上なされること。

5、万一の事態の場合は国の責任に於いて最大限の処理(補償)がなされるべきこと。

昭和四十八年一月二十四日
岡垣町議会

関係行政序殿

昭和四十八年二月八日開催された全国町村議会定期総会に於いて岡垣町議会が表彰を受ける。

表彰状

福岡県遠賀郡岡垣町議会議長 貴議会は地方自治の本旨にそつて議会運営の向上に努めもつて住民福祉を増進した功績はまことに顕著でありますよつて茲にこれを表彰します

昭和四十八年二月八日

全国町村議会議長井上隆夫

(議公会長事務局)

重度身体障害者授産施設

小富士園入所ご案内

所在地、福岡県糸島郡志摩町大字 東貝塚七七番地の二
訓練科目、身体障害者の状況によつて配慮し、指能者として一般企業に就職できるように指導訓練を行なう。
一般教養、織物、デザイン工芸、その他
経費、訓練、指導に要する経費、及び生活に必要な経費は無料、食費は月八、〇〇〇円程度、その他、日常生活雑費は個人負担です。
入所資格、身体障害者手帳所持者

身体障害のため、今まで就労の機会に恵まれなかつた人。障害を克服して自活する意欲のある満15才以上の入。日常身の廻りのことは自分でやれる人。精神病中毒症、その他伝染性疾患がなく、内部疾患等は病院で治療する必要のない人。その他施設長が特に入所を必要と認めたる者。
その他詳しいことは役場民生課、又は福祉事務所へ問合せ下さい。

春の交通安全運動について

1 期間 四月六日から 四月十五日までの十日間
2 重点目標
歩行者事故とくに新入学児童および幼児の事故防止

この運動の期間中警察官、交通指導員などが街頭指導、取締りを実施しますので運転者はもちろん歩行者の方も、充分気をつけて交通事故をなくすようこの運動に参加

加して下さい。
交通安全スローガン
世界の願い 交通安全

○運転者向け
せまい日本
そんなに急いで
どこへいく

○歩行者向け

たしかめて

またたしかめて

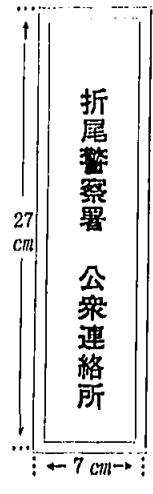
ハイ横断

○こども向け

ぼくしな
どうろのとびだし
わるふざけ

総務課

警察からのお知らせ

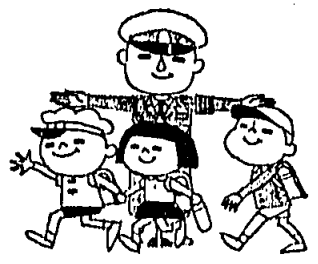


アルミニウム製
警察マーク濃黄色
字体(黒)

この看板のかかげてあるところは警察の公衆連絡所です。
警察に対する、御意見、御要望相談したいこと、困ったこと、なやみごと、そのほか小さなことなど備付である簿冊(メモ帳)に気軽にメモがわりに書いて下さい
警察ではそれを見て皆さんのご要望、ご意見にさうよう努めてまいります。

なお、あなたの住んで居られるところの公衆連絡所はつきのおりです。

- | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|-------|------|------|------|------|------|------|-------|------|------|---------|
| 海老津駅 | 野間 | 海老津 | 野間 | 西山田 | 山田 | 柳塚 | 戸切 | 百合野 | 野間 | 上畑 | 海老津 | 吉木駐在所地区 |
| 長 | 花田 | 白石キミエ | 木原陽一 | 麻生一平 | 秋武ナミ | 旗生武雄 | 竹石園市 | 梶原幾男 | 岡垣町役場 | 石橋芳一 | 小西直行 | |
| 吉木 | 吉木 | 吉木 | 吉木 | 吉木 | 吉木 | 吉木 | 吉木 | 吉木 | 吉木 | 吉木 | 吉木 | 吉木 |
| 原 | 原 | 原 | 原 | 原 | 原 | 原 | 原 | 原 | 原 | 原 | 原 | 原 |
| 麻生一男 | 麻生一男 | 麻生一男 | 麻生一男 | 麻生一男 | 麻生一男 | 麻生一男 | 麻生一男 | 麻生一男 | 麻生一男 | 麻生一男 | 麻生一男 | 麻生一男 |



吉木 伊藤良成
高倉 柴田鉄男
元松原 平川雅人
黒山 河野繁雄

波津駐在所地区

原 花田千秋
原 木田健次郎

臨海荘 吉田一布
新松原 竹井裕敏
手野 長畑菊丸
内浦 刀根又次
漁協 和馬馬雄
湯川 折尾警察署

二級建築士試験制度 一部改正

4月1日施行により、改正の概要等は、つぎのとおりです。

- 1、試験科目を、現行の5科目を学科と設計製図の2科目に改め、学科は4区分とし、学科試験に合格した者に限り、設計製図の受験を認める。
- 2、学科試験の合格者については、学科試験に合格した二級建築士試験に引き続き実施される2回までの二級建築士試験に限り、当該者の申請により学科試験を免除する。
- 3、試験制度の改正に伴う経過措置として、改正前の福岡県建築士法に基づき、昭和47年以前に実施された二級建築士試験において合格科目を有する者で、かつ、当該科目にかかる試験の免除を受けられるものについては新規則の規定にかかわらず旧制度による二級建築士試験を4回実施する。

なお、旧制度による試験の受験資格者が、新規則の規定に基づく新制度による二級建築士試験を受験することを妨げないものとする。

ただし、この場合、当該者が新旧両制度による試験を同一年に受験することは認めない。

4、試験制度の改正内容の詳細は

歩こう会再開

人間も動物である。動物とは動かなければ生きてゆけない物である。文明の発達で身体を動かすことが少くなった。運動することが少いので、いざ河動しようとすると思空になり、ますます身体を退化させている。

それを解消するための「歩こう会」です。老人も若い人も、男も女も参加してください。

一坪園芸希望者募集 (休耕田利用)

目的は休耕田を利用しそ菜園芸で土に親しむもの

場所 三吉区 一人当たり十五坪

三十坪

希望そ菜品種別栽培書作成し週一回位直接お世話します。

期間は三月十二日頃まで

使用料十五坪で五〇〇円

三十坪で一、〇〇〇円

申し込み締切は三月三〇日まで

申し込み先 役場産業課

問い合わせ窓口は、県建築部建築課建築統計係または、もよりの県土木事務所建築課とする。

岡垣風土記

隆守山の八十八力所

吉木の隆守山は桜の名所だが、頂上の松は枯れてしまった。隆守院の横を通って隆守山に入ると、石段を上った正面に「松月源逸居士覚書」。横に「麻生近江守隆守」と刻んだ墓がある。これは隆守山から切り出した石らしい。その横に「喜陽如慶大姉・久庵良菜大姉」と刻んだ砂岩の墓がある。奥方と母堂の墓である。

二基とも小堂に納められている。隆守山は明徳六年（一四九〇年）から、麻生隆守が殺された天文十五年（一五四六年）から四二七年（一四九九年）間麻生氏の城があったところで、頂上とそのすぐ下の段には平地があるが、中腹は西も東も攻め登れないように切り落としてある。それに九十九折りの小径がついている。

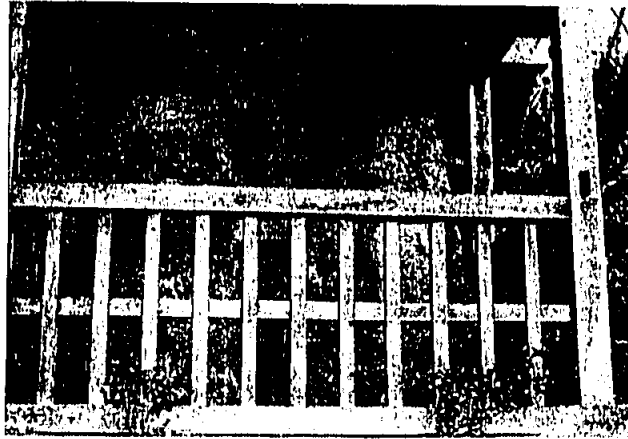


(隆守山八十八ヶ所奉清碑)

この小径の上の切りぎしに、西国八十八力所の霊尊が祀られている。御影石の台石の上に、砂岩の石仏が東むきに鎮座され、一番から三十一番まで道の横に、二十二番から八十八番までは、頂上のすぐ下の平地に、中央の弘法大師像を間んで陣に祀られている。

この西国八十八力所の石仏は、隆守院十七世道安師のとき、大正四年十一月十日、吉木の有志の方が奉納されたものである。

一番 釈迦 二番 薬師



(麻生陸守の墓)

三番	釈迦	四番	大目	三九	漣	四十	栗師
五番	地蔵	六番	栗師	四一	十一面	四二	大目
七番	阿弥陀	八番	千手	四三	千手	四四	十一面
九番	釈迦	十番	千手	四五	不動	四六	栗師
十一番	栗師	十二番	虚空蔵	四七	阿弥陀	四八	十一面
十三番	十一面	十四番	弥陀	四九	釈迦	五〇	栗師
十五番	栗師	十六番	千手	五一	栗師	五二	十一面
十七番	栗師	十八番	栗師	五三	阿弥陀	五四	栗師
十九番	地蔵	二十番	栗師	五五	大道	五六	地蔵
二一	栗師	二二	栗師	五七	阿弥陀	五八	千手
二三	栗師	二四	栗師	五九	栗師	六〇	大目
二五	地蔵	二六	栗師	六一	大目	六二	十一面
二七	十一面	二八	大目	六三	毘沙門	六四	阿弥陀
二九	千手	三十	阿弥陀	六五	十一面	六六	千手
三一	文珠	三二	十一面	六七	栗師	六八	阿弥陀
三三	栗師	三六	栗師	六九	観音	七十	馬頭
三七	阿弥陀	三八	千手	七一	千手	七二	大目

八八	栗師	八七	聖観音	八六	十一面	八五	聖観音	八四	千手	八三	栗師	八二	千手	八一	千手	八十	千手	七九	十一面	七八	阿弥陀	七七	栗師	七六	栗師	七五	栗師	七四	栗師	七三	釈迦	七二	栗師	七一	栗師	七〇	栗師	六九	栗師	六八	栗師	六七	栗師	六六	栗師	六五	栗師	六四	栗師	六三	栗師	六二	栗師	六一	栗師	六〇	栗師	五九	栗師	五八	栗師	五七	栗師	五六	栗師	五五	栗師	五四	栗師	五三	栗師	五二	栗師	五一	栗師	四九	栗師	四八	栗師	四七	栗師	四六	栗師	四五	栗師	四四	栗師	四三	栗師	四二	栗師	四一	栗師	四〇	栗師	三九	栗師	三八	栗師	三七	栗師	三六	栗師	三五	栗師	三四	栗師	三三	栗師	三二	栗師	三一	栗師	三〇	栗師	二九	栗師	二八	栗師	二七	栗師	二六	栗師	二五	栗師	二四	栗師	二三	栗師	二二	栗師	二一	栗師	二〇	栗師	一九	栗師	一八	栗師	一七	栗師	一六	栗師	一五	栗師	一四	栗師	一三	栗師	一二	栗師	一一	栗師	一〇	栗師	〇九	栗師	〇八	栗師	〇七	栗師	〇六	栗師	〇五	栗師	〇四	栗師	〇三	栗師	〇二	栗師	〇一	栗師	〇〇	栗師
----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

公民館

卓球の指導者募集

現在中央公民館には卓球台が四台あり、会費を納めて卓球をやりたいという会員が、小学生二七名、中学生二六名、高校生七名、一般男子三十名、一般女子二二名計一二二名います。

昨年組織をつくり、練習日時等をきめたのですが、指導者がいないため、会員の足も途絶えがちになっています。

又練習に来た会員も、指導者がいないため遊び半分の練習になっています。

現在のところ練習時間は、平日は午後五時から七時ごろまで、土曜日曜は午後にしてあります。この時間帯は変更してもよいのですが、その指導者を募集します。卓球の指導者ですら卓球の技

術のすぐれている方に越したことはありませんが、技術より、卓球のマナー等を指導していただきたいと思っています。

謝礼は会員の会費でまかなう予定です。

町民体育祭

公民館

例年四月の第三日曜日に実施していた町民体育祭は、四月八日が町長、町議の補欠選挙だから、今年は第四日曜日（四月二二日）になりそうです。まだ決定はしていません

公民館

剣道教室生募集

昨年四月から剣道教室を開いていますが、応募者が多く公民館ではせまくて学校の講堂を借りている始末です。

体力づくり、技術、精神修養、礼儀と人間づくりには、うってつけの教室です。

二期生の募集をしています。二期生は二期生だけで指導をし、一期生と一緒に指導することはありません。

一、剣道教室開設日など毎週水曜金曜の午後六時から七時まで
高校生、一般は七時から八時まで
で場所吉木小学校講堂

二、募集対象 小学校四年生以上男女を問わない。

三、費用、毎月の会費と道具代は自己負担です。

四、定員三〇名になり次第締切ります。

老人ホーム

遠賀静光園職員募集

公民館

五、一月五日号の町報にも書いていますが、希望者は申込書等を至急公民館に出して下さい。年の中途では、技術の差ができ、追いつくことができません。

一、調理員一名(地方公務員)

二、昭和十三年四月二日から十八年四月一日の間に生れた女子。

三、五月一日から五月十日まで、遠賀静光園で受付けます。事前に応募用紙を遠賀静光園から受取して下さい。(郵便で請求してもよい)

四、第一次試験 五月十五日九時 高等学校卒業程度の教養問題、場所 遠賀町役場

五、第二次試験 五月二十二日十時面接、場所は遠賀静光園

六、くわしいことは 遠賀郡遠賀町上別府八九二番地 遠賀静光園

電話〇九三二九、〇二二五におたずねください